

大阪府立鶴見商業高等学校PTA規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 一、この会は、大阪府立鶴見商業高等学校PTAと称する。
二、この会は、事務所を大阪府立鶴見商業高等学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図り、本校教育活動の円滑な運営に協力することを目的とする。

- 第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。
- 一、教育水準を高めるために魁夷の成人教育を盛んにする。
 - 二、家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の保護育成をする。
 - 三、家庭と学校と社会における教育的環境を良くする。
 - 四、本校生徒を対象とした社会教育的事業を行う。
 - 五、学校に対する公費の確保に協力する。
 - 六、学校教育の振興に協力する。
 - 七、人権教育の推進に協力する。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本誌とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- 一、生徒の教育並びに福祉のために活動する他の社会教育関係団体および機関と協力する。
 - 二、特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
 - 三、この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体からの支配、統制または干渉を受けない。
 - 四、この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 五、学校の教育方針および人事ならびに管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることのできるのは、次のとおりである。
- 一、本校に在籍する生徒の保護者

二、本校に在籍する教職員

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 費

第7条 この会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金によって支弁する。

第8条 この会の経理は、総会に於いて議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。

第10条 会費は会員1人につき年額4,000円とする。

第11条 この会の経理は、会計監査委員会の監査を受けて総会で承認された後、これを全会員に報告しなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

- | | | | |
|----|----------|----|---------|
| 一、 | 1. 会 長 | 1名 | 保 護 者 |
| | 2. 副 会 長 | 1名 | 保 護 者 |
| | 3. 書 記 | 2名 | 保護者と教職員 |
| | 4. 会 計 | 1名 | 保 護 者 |

二、役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、**同じ役員の職については1回に限り**再任を妨げない。

第16条 役員と会計監査委員長の選挙および就任は次のとおり行う。

- 一、役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）は7名の委員で構成し、次の方法によって選出する。
 1. 委員長は実行委員会の中から選出する。
 2. 委員長は教職員の中から2名を委嘱する。
- 二、指名委員は役員及び会計監査委員長の候補者になることはできない。
- 三、指名委員会は、各役員別に候補者をあげ、役員選挙の少なくとも5日前までに全会員に知らせる。

- 四、選挙を行う総会に於いて、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
- 五、候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も一般会員からなれる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- 六、役員及び会計監査委員長は、4月の総会に於いて出席した会員の多数決で選挙される。
- 七、役員は5月1日より就任する。

第17条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会でこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員資格とその任務

第19条 この会の目的並びに方針について十分な理解をもっている会員で公選による公職者でないものは、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第20条 会長は、次の職務を行う。

- 一、総会及び実行委員会を組織し、会議の議長となることができる。
- 二、役員及び学校長の意見を聞いて、各常置委員会及び特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長、副委員長（若干名）を委嘱する。
- 三、上記のほか会計監査委員会の副委員長（2名以内）及び会計補助員（教職員から1名）を委嘱する。
- 四、各委員会に職責上出席して意見を述べることができる。ただし、役員候補者指名委員会および会計監査委員会には原則としてこれを認めない。
- 五、この会を代表し、会務を統括すると共に、資産を管理する。

第21条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第22条 書記は次の職務を行う。

- 一、総会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 二、記録、通信、その他の書類を保管する。
- 三、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第23条 会計は、次の職務を行う。

- 一、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 二、予算の立案に協力する。
- 三、会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に共する。
- 四、会計監査を受けて会員に報告する。

第 8 章 会計監査委員会

第 24 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。会計監査委員会には委員長の外、1名の委員を置く。

第 25 条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、年間1回以上全会員にその結果を報告する。

第 26 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 27 条 会計監査委員長は役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

第 28 条 総会は、全会員を以って構成されるこの会の最高決議機関である。総会の議長はその都度選出する。

第 29 条 総会の定足数は全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 30 条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があるときは、会長はいつでも臨時総会を招集しなければならない。

第 31 条 総会は、年1回以上開催する。

第 32 条 この会の年間事業計画及び予算の審議、決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

第 33 条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長及び学校長並びにPTA関係教職員を以って構成され、会計監査委員長も出席する。

第 34 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- 一、実行委員会の議長はその都度選出する。
- 二、会長によって任命される委員会の委員を承認する。
- 三、各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- 四、総会に提出する議案及び報告書を作成する。
- 五、必要があるときは特別委員会を設ける。

六、その他規約並びに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。

第35条 実行委員会は原則毎月1回定例会を開催する。実行委員会の定足数は構成委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 常置委員会

第36条 この会の活動の必要な事項について、調査、研究、立案するために次の常置委員会を置く。

1. 人権成人教育委員会
2. 広報委員会
3. 学年委員会

第37条 この会の特定の目的を遂行するために必要なときは、特別委員会を設けることができる。特別委員会はその任務を終わるとともに自動的に解散する。

特別委員会の委員長は、必要な場合は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第38条 各常置委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第39条 人権成人教育委員会の任務は次のとおりである。

- 一、会員に対し成人教育の推進に努める。
- 二、地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- 三、会員の人権問題学習会の企画、立案、運営を行う。
- 四、日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動を行う。

第40条 広報委員会の任務は次のとおりである。

- 一、会員に対し情報を伝達する。
- 二、地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。
- 三、この会と同じ目的を持つ団体または機関との連絡を図る。

第41条 学年委員会の任務は次のとおりである。

- 一、その学級の会員が会員としての義務と権利を全うするよう努める。
- 二、教育環境をよりよくなるよう努める。
- 三、教職員と保護者及び保護者相互の連絡と親睦を図る。
- 四、学年費会計の監査にあたる。

第42条 校長は各常置委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第43条 各常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第 4 4 条 この規約は、総会に於いて出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも 5 日以前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附 則

本規則は平成 25 年 4 月 27 日改正、実施する。

令和 3 年 5 月 10 日 一部改正、実施する。

令和 4 年 6 月 4 日 一部改正、実施する。

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正、実施する。

P T A 慶 弔 内 規

昭和38年 4月 1日制定
昭和43年 4月 一部改訂
昭和46年12月 一部改訂
昭和50年 4月 1日改訂
昭和56年 5月29日改訂
昭和61年 4月 1日改訂
平成 7年 4月27日改訂
平成25年 4月27日改訂
令和 3年 5月10日改訂
令和 8年 4月 1日改訂

第1条 P T Aが会員（会員である教職員を含む）及び教職員に対し慶弔または感謝の意を表すはこの内規による。

第2条 会員（生徒の保護者）が死亡した場合は、ご香料10,000円及び楮二対を贈る。

第3条 会員の子（本校生徒）が死亡した場合は、ご香料10,000円及び楮二対を贈る。

第4条 会員である教職員の弔事は次による。

1. 本人死亡の場合は、ご香料10,000円及び楮二対を贈る。
2. 配偶者死亡の場合は、ご香料5,000円及び楮二対を贈る。
3. 一親等の親族（同居の姻族も含む）の死亡の場合は、ご香料5,000円を贈る
4. 配偶者の両親が死亡の場合は、ご香料5,000円を贈る。

第5条 会員である教職員が服務中死亡または負傷のため欠勤加療する場合、その他会長が必要と認めたときは役員会にはかり、ご香料の増額や見舞金を協議し贈ることができる。

第6条 会員である教職員の慶事は次により祝意を表する。

1. 結婚 10,000円を贈る。
2. 出産 5,000円（ただし、

第一子のみ）を贈る。

第7条 1. 会員（教職員を含む）が火災、天災、盗難等により相当程度の損害を受けた場合、10,000円の見舞金を贈呈する。
2. 会長は前頁の見舞金によりがたいと認めた場合、役員会にはかり増額することができる。
3. 被害が広地域にて会員の相当数が損害を受けた場合、会長は役員会にはかり、この条を適用しないことができる。

第8条 役員会が増額を決めた場合は、次の実行委員会に報告する。

第9条 この規定によりがたい事例が発生した場合は、実行委員会にはかって定める。

附 則

この内規の改廃は実行委員会にはからなければならない。

(注) 慶事及び弔事等の記名は学校名(大阪府立鶴見商業高等学校)PTA名(大阪府立鶴見商業高等学校PTA)とする。

なお、櫛については、地域習慣等の理由により供えないこともできることとする。